

長浜市国民健康保険条例の一部改正について

1 改正の趣旨・理由

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和2年4月1日から施行されることに伴い、国民健康保険料の賦課限度額及び軽減判定所得基準を見直すことにより、被保険者間の負担の公平性を確保するとともに、中低所得層の負担軽減を図るため、本市条例の一部を改正するものです。

2 主な改正内容

(1) 基礎賦課額、介護給付金に係る賦課限度額の引き上げ

- ア 基礎賦課額に係る賦課限度額を63万円(現行61万円)に引き上げる。
- イ 介護給付金に係る賦課限度額を17万円(現行16万円)に引き上げる。

(2) 軽減措置の拡大

- ア 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を285,000円(現行280,000円)に引き上げる。
- イ 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を520,000円(現行510,000円)に引き上げる。

3 施行期日

令和2年4月1日

4 新旧対照表

別紙のとおり

令和2年度 国民健康保険料改正概要

① 賦課限度額の引き上げ

国民健康保険料の医療分賦課額に係る賦課限度額を63万円（現行：61万円）に、介護納付金賦課額に係る賦課限度額を17万円（現行：16万円）に引き上げる。

※後期高齢者支援金賦課額に係る賦課限度額19万円は据え置き。

	医療分	支援金分	介護分	合計
賦課限度額	610,000円	190,000円	160,000円	960,000円

↓

	医療分	支援金分	介護分	合計
賦課限度額	630,000円	190,000円	170,000円	990,000円

② 軽減措置の拡充（5割、2割軽減）

国民健康保険料の軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を28.5万円（現行：28万円）に引き上げ、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を52万円（現行：51万円）に引き上げる。

軽減割合	軽減判定基準額（擬主を含む世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者の所得の合計額）				
7割	世帯の合計所得が33万円以下				
5割	世帯の合計所得が〔33万円+（28万円×被保険者及び特定同一世帯所属者の数）〕以下				
2割	世帯の合計所得が〔33万円+（51万円×被保険者及び特定同一世帯所属者の数）〕以下				
世帯人数	軽減の判定基準となる所得金額				
	7割		5割	2割	
1人	330,000円	≤	610,000円	≤	840,000円
2人		≤	890,000円	≤	1,350,000円
3人		≤	1,170,000円	≤	1,860,000円

↓

軽減割合	軽減判定基準額（擬主を含む世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者の所得の合計額）				
7割	世帯の合計所得が33万円以下				
5割	世帯の合計所得が〔33万円+（28.5万円×被保険者及び特定同一世帯所属者の数）〕以下				
2割	世帯の合計所得が〔33万円+（52万円×被保険者及び特定同一世帯所属者の数）〕以下				
世帯人数	軽減の判定基準となる所得金額				
	7割		5割	2割	
1人	330,000円	≤	615,000円	≤	850,000円
2人		≤	900,000円	≤	1,370,000円
3人		≤	1,185,000円	≤	1,890,000円

※特定同一世帯所属者…国保から後期高齢者医療制度へ移行された方で、後期高齢者医療の被保険者となった後も継続して同一の世帯に属する方をいいます。（世帯主変更などがあった場合は特定同一世帯所属者ではなくなります。）